

第19版

Ver.2024.4.1

建築物不燃化推進事業補助金交付要綱

建築物不燃化推進事業 補助金交付申請の手引

古い建物の除却や、燃えにくい建物の新築について
費用の一部を補助します



横浜市 都市整備局 防災まちづくり推進課

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

お問合せ：045-671-3595

※地区別に担当が分かれていますので、
【事前相談】や【手続き】でご来庁される際はあらかじめご連絡ください。

令和6(2024)年4月以降、工事計画承認申請書が提出されるものが対象となります。

令和6年4月1日からの主な変更について

	項目	改正内容
1	都市計画道路区域内での補助対象の明確化	<ul style="list-style-type: none">● 都市計画道路区域内での建築物の新築は、補助対象外です。● 都市計画道路の整備事業による建築物本体に係る補償等（軽微なものを除く）を受けている場合は、補助対象外です。
2	補助対象者の追加	<ul style="list-style-type: none">● 中小企業者と同等の出資金や従業員数である事業者も申請が可能となります。（例：NPO 法人や組合等） <p>※中小企業者「等」に該当するか否かは、「中小企業者等申告書」の「その他」の欄に内容をご記入のうえ、防災まちづくり推進課までご相談ください。</p>
3	補助金算出方法の変更	<ul style="list-style-type: none">● 申請者が中小企業者等の場合は、事業費の税抜価格が算定対象となります。

補助対象地区

下記は概ねの位置を示したものです。

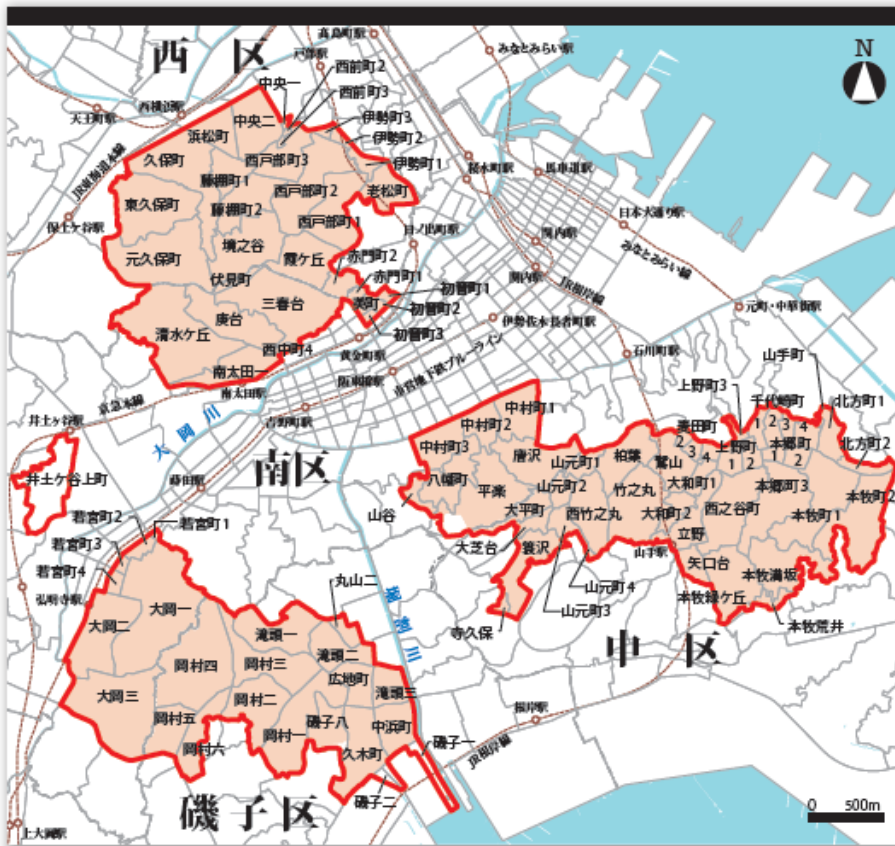
重点対策地域については、i-マップにてご確認ください。

それ以外の補助対象区域の詳細は、防災まちづくり推進課の窓口にてご確認ください。



凡例

- 補助対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）



目次

◆ 補助判定フロー 除却・新築.....	1
1 補助事業の主な流れ.....	5
(1) 建築物不燃化推進事業の申請の主な流れ.....	5
2 工事計画承認申請書の提出.....	6
(1) 提出書類リスト.....	6
(2) 土地・家屋全部事項証明書を補完する書類.....	7
(3) 補助金額の算出方法.....	7
(4) 見積書についての注意点.....	8
(5) 老朽建築物除却工事の補助対象となるものの考え方.....	8
(6) 申請者の考え方.....	9
(7) 地域まちづくりプラン等.....	10
(8) 工事計画承認申請におけるその他の注意点.....	10
(9) 提出書類の記入例.....	11
3 工事計画進捗報告書の提出.....	23
(1) 提出書類リスト.....	23
(2) 提出書類の記入例（工事計画に変更がある場合は P24,25 参照）.....	24
4 工事計画に変更があった場合.....	25
(1) 変更の手続き方法.....	25
(2) 提出書類リスト.....	25
(3) 提出書類の記入例（工事計画に変更がある場合）.....	26
5 工事完了報告書及び補助金交付申請書の提出.....	27
(1) 提出書類リスト.....	27
(2) 提出書類の記入例.....	29
6 補助金交付請求書の提出.....	32
(1) 提出書類の記入例.....	32
7 宅地建物取引業者の建替困難地域での取扱い.....	34
(1) 建替困難地域とは.....	34
(2) 宅地建物取引業者が、建替困難地域で除却の補助対象とできる接道条件.....	34

8 よくある質問 35

- Q1.工事の契約後に補助金の申請はできるか。 35
- Q2.他の補助金と併用したいが可能か。 35
- Q3.補助金を受け取るのにどれぐらいの期間がかかるのか。 35
- Q4.建物所有者ではない土地所有者は除却の申請を出すことは可能か。 35
- Q5.法人として宅建業を所有しているが申請は可能か。 35
- Q6.登記簿上の建物所有者が死亡しているが相続人であれば申請は可能か。 35
- Q7.未登記の建物を解体したいが申請は可能か。 35
- Q8.解体業者を紹介してもらえないか。 36
- Q9.申請者を途中で変更することは可能か。 36
- Q10.工事契約を「電子契約」で行った場合、申請は可能か。 36
- Q11.請負業者が領収書を発行していないが、銀行の振込書で大丈夫か。 36
- Q12.押印が不要な書類に押印してしまったが、そのまま提出できるか。 36
- Q13.押印が必要な書類はどれか。 36

建築物不燃化推進事業補助金 補助対象判定フロー

**重点対策地域
【除却】**

除却する建築物の場所は、「重点対策地域(不燃化推進地域)」内にありますか？
(不燃化推進地域は、i-マップにて確認できます。(※1))

はい

建築時期は昭和56年5月31日以前ですか？
または、耐用年数(木造22年・鉄骨造34年等)を過ぎていますか？(P8参照)

いいえ

はい

建物の所有者 または 三親等以内の親族が申請者となります。(※2)
申請者は、個人、自治会・町内会、中小企業者等ですか？
①宅地建物取引業者が所有し除却のみを行う場合は、補助の対象外です。(注1)
②宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的とした場合は補助の対象外です。(注1)
(注1)建替困難地域(西区西戸部町1丁目及び3丁目、中区山元町1丁目及び2丁目)に該当する場合は、別途取扱いがあります。(P9、P34参照)

いいえ

・申請者以外に、建物所有者・土地所有者等がいる場合は、「関係権利者承諾書」の提出が必要です。
・登記簿上の所有者が亡くなっている場合、必要書類があれば相続の権利がある方による申請が可能です。

はい

除却する建築物について、過去10年以内に横浜市の補助金を受けたことがありますか？
(木造住宅の耐震改修等)

はい

いいえ

都市計画道路整備事業による建物移転補償(除却費)を受けていますか？(※3)

はい

補償の対象となる部分は、雨どい等軽微な部分ですか？

いいえ

いいえ

はい

解体工事の契約前ですか？
(横浜市の計画承認後に工事を契約してください。審査には約1か月かかりますので、工事契約の1か月前には申請をしてください。)

いいえ

はい

申請者が直接契約する除却業者は、市内事業者ですか？
※市内事業者とは、本社本店が横浜市内にある事業者のこと。

いいえ

はい

補助対象です。(補助率3/4)

※老朽建築物等の除却の補助金額は、次により算出された額の最も低い額となります。

- ① 一番低い見積書の額(建物本体の除却に係る部分の税込額)×補助率
- ② 除却する建築物の延べ面積×2万円/m²(横浜市単価)×補助率
- ③ 補助額の上限 150万円

補助の対象外です

※1 「i-マップ」は、横浜市のホームページ内 横浜市行政地図情報提供システムにてご確認いただけます。

※2 申請者に市税の滞納がある場合は、補助対象になりません。

※3 都市計画道路の整備区域は、「i-マップ」にて確認できます。都市計画決定線は、建築局都市計画課にてご確認ください。

建築物不燃化推進事業補助金 補助対象判定フロー

それ以外の
補助対象区域
【除却】

除却する建築物の場所は、重点対策地域(不燃化推進地域)以外の補助対象区域内にありますか？
(当区域は、i-マップ(※1)では確認できません。要綱別図をご覧ください、区域の詳細については、防災まちづくり推進課の窓口でご確認ください。)

はい

建築時期は昭和 56 年 5 月 31 日以前ですか？
※新築補助を同時に申請する場合は、耐用年数(木造 22 年・鉄骨造 34 年等)を経過している建築物も補助対象です。(P8 参照)

いいえ

はい

建物の所有者 または 三親等以内の親族が申請者となります。(※2)
申請者は、個人、自治会・町内会、中小企業者等ですか？
①宅地建物取引業者が所有し除却のみを行う場合は、補助の対象外です。
②宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的とした場合は補助の対象外です。(P9 参照)
・申請者以外に、建物所有者・土地所有者等がいる場合は、「関係権利者承諾書」の提出が必要です。
・登記簿上の所有者が亡くなっている場合、必要書類があれば相続の権利がある方による申請が可能です。

いいえ

はい

除却する建築物について、過去 10 年以内に横浜市補助金を受けたことがありますか？
(木造住宅の耐震改修等)

はい

いいえ

都市計画道路整備事業による建物移転補償(除却費)を受けていますか？(※3)

はい

補償の対象となる部分は、雨どい等軽微な部分ですか？

いいえ

いいえ

はい

解体工事の契約前ですか？
(横浜市の計画承認後に工事を契約してください。審査には約1か月かかりますので、工事契約の1か月前には申請をしてください。)

いいえ

はい

申請者が直接契約する除却業者は、市内事業者ですか？
※市内事業者とは、本社本店が横浜市内にいる事業者のこと。

いいえ

はい

補助対象です。(補助率2/3)

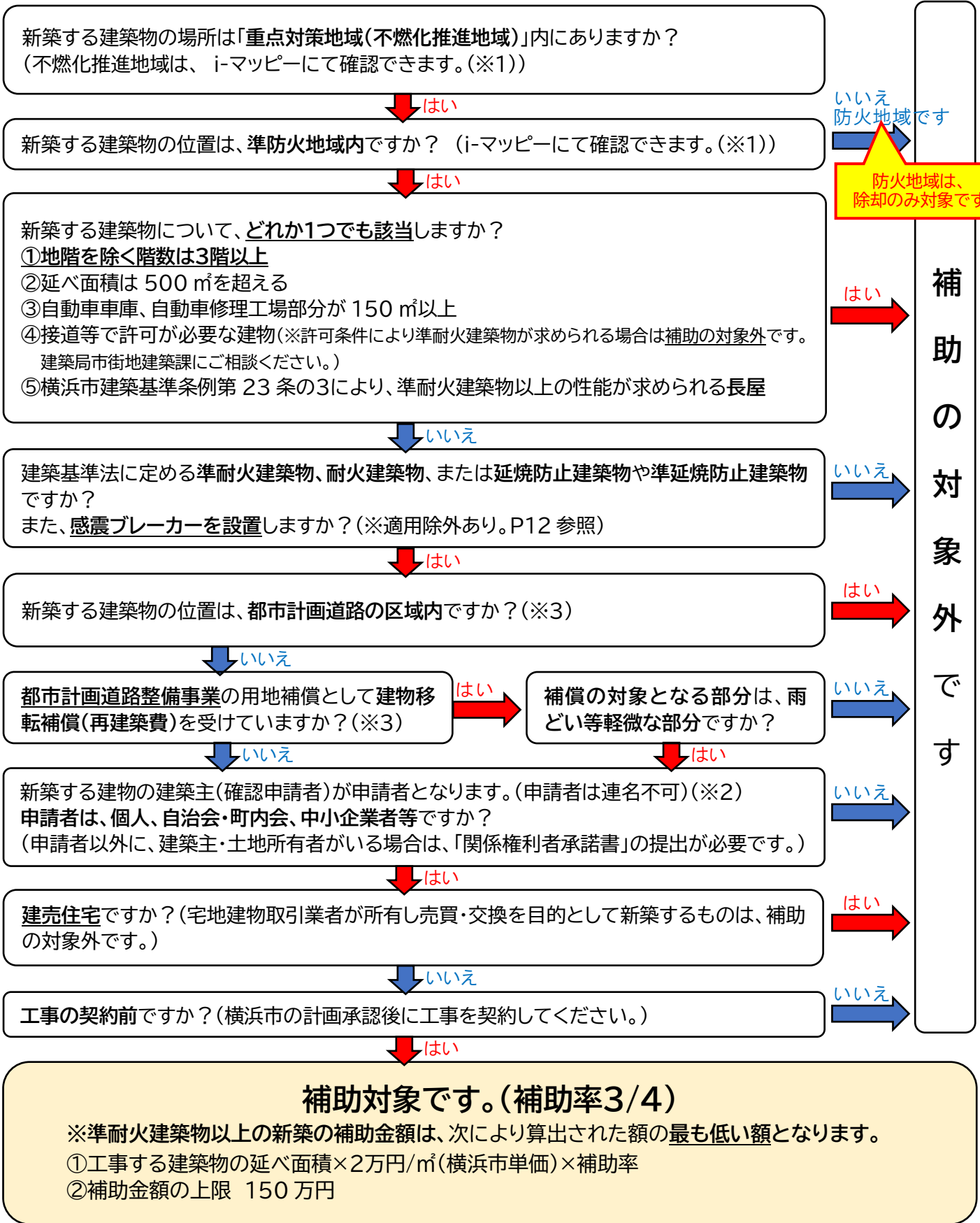
- ※老朽建築物等の除却の補助金額は、次により算出された額の**最も低い額**となります。
- ①一番低い見積書の額(建物本体の除却に係る部分の税込額)×補助率
 - ②除却する建築物の延べ面積×2万円/㎡(横浜市単価)×補助率
 - ③補助額の上限 150 万円

補助の対象外です

※1 「i-マップ」は、横浜市のホームページ内 横浜市行政地図情報提供システムにてご確認ください。
※2 申請者に市税の滞納がある場合は、補助対象になりません。
※3 都市計画道路の整備区域は、「i-マップ」にて確認できます。都市計画決定線は、建築局都市計画課にてご確認ください。

建築物不燃化推進事業補助金 補助対象判定フロー

**重点対策地域
【新築】**



※1 「i-マップ」は、横浜市のホームページ内 横浜市行政地図情報提供システムにてご確認ください。
 ※2 申請者に市税の滞納がある場合は、補助対象になりません。
 ※3 都市計画道路の区域は、「i-マップ」にて確認できます。都市計画決定線は、建築局都市計画課にてご確認ください。
 (注) 防災まちづくり計画等がある場合は、その内容に適合させる必要があります。

建築物不燃化推進事業補助金 補助対象判定フロー

それ以外の
補助対象区域
【新築】

新築する建築物の場所は、**重点対策地域(不燃化推進地域)**以外の補助対象区域内にありますか？(当区域は、i-マップ(※1)では確認できません。要綱別図をご覧ください。区域の詳細については、防災まちづくり推進課の窓口でご確認ください。)

はい

いいえ
防火地域です

新築する建築物の位置は、**準防火地域内**ですか？(i-マップにて確認できます。(※1))

はい

防火地域は、
除却のみ対象です

新築する建築物について、**どれか1つでも該当**しますか？

- ①地階を除く階数は3階以上
- ②延べ面積は 500 m²を超える
- ③自動車車庫、自動車修理工場部分が 150 m²以上
- ④接道等で許可が必要な建物(許可条件により準耐火建築物が求められる場合は補助の対象外です。建築局市街地建築課にご相談ください。)
- ⑤横浜市建築基準条例第 23 条の3により、準耐火建築物以上の性能が求められる長屋

はい

補助
の
対
象
外
で
す

いいえ

建築基準法に定める**準耐火建築物、耐火建築物、または延焼防止建築物や準延焼防止建築物**ですか？
また、**感震ブレーカー**を設置しますか？(※適用除外あり。P12 参照)

いいえ

はい

新築する建築物の位置は、**都市計画道路の区域内**ですか？(※3)

はい

いいえ

都市計画道路整備事業の用地補償として建物移転補償(再建築費)を受けていますか？(※3)

はい

補償の対象となる部分は、**雨どい等軽微な部分**ですか？

いいえ

いいえ

はい

新築する建物の建築主(確認申請者)が申請者となります。(申請者は連名不可)(※2)
申請者は、**個人、自治会・町内会、中小企業者**等ですか？
(申請者以外に、建築主・土地所有者がいる場合は、「関係権利者承諾書」の提出が必要です。)

いいえ

はい

建売住宅ですか？(宅地建物取引業者が所有し売買・交換を目的として新築するものは、補助の対象外です。)

はい

いいえ

申請者が直接契約する新築工事業者は、**市内事業者**ですか？
※市内事業者とは、本社本店が横浜市内にある事業者のこと

いいえ

はい

工事の契約前ですか？(横浜市の計画承認後に工事を契約してください。)

いいえ

はい

補助対象です。(補助率 2/3)

※準耐火建築物以上の新築の補助金額は、次により算出された額の**最も低い額**となります。

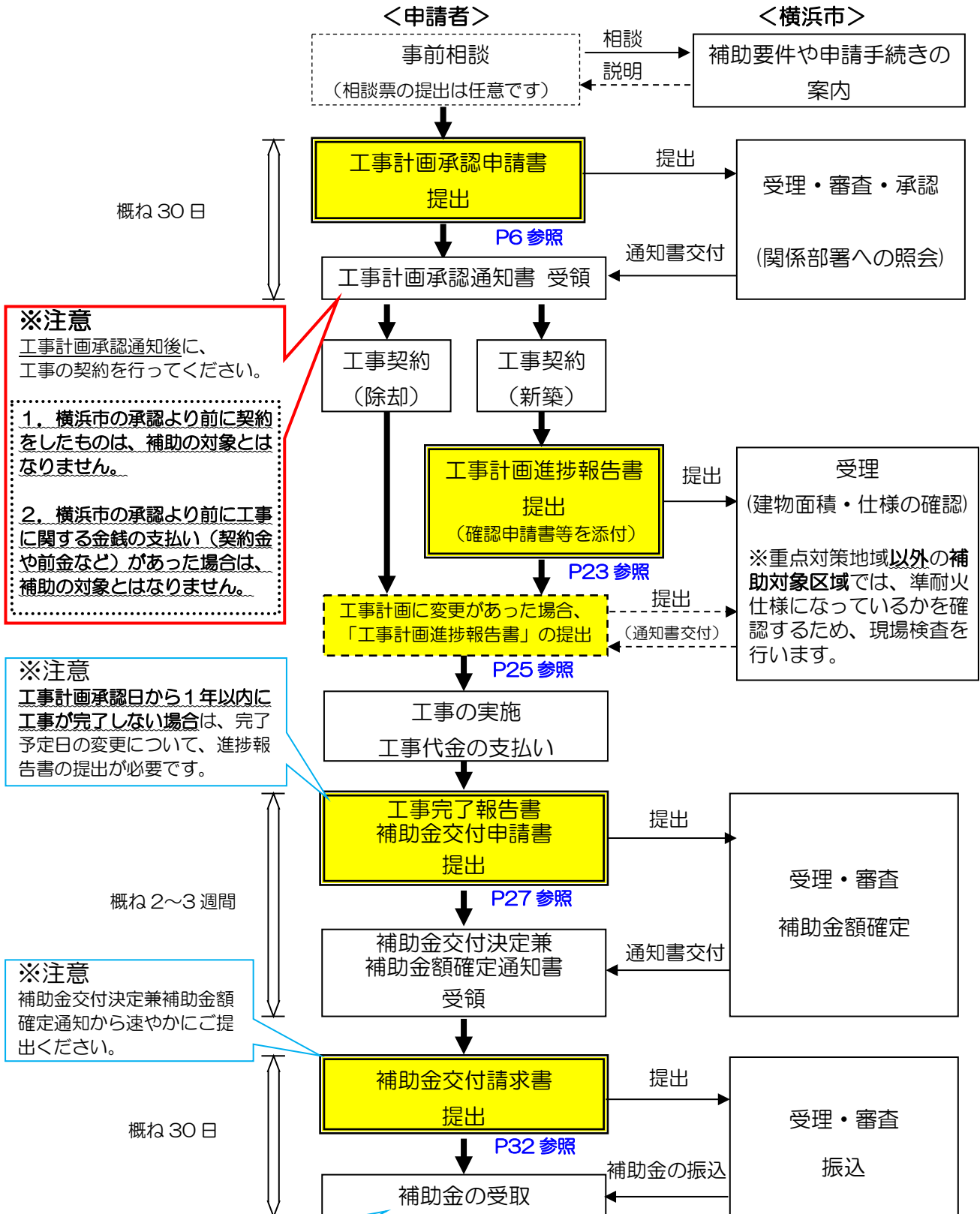
- ①工事する建築物の延べ面積×2万円/m²(横浜市単価)×補助率
- ②補助金額の上限 150 万円

※1、※2、※3については、P3 を参照してください。

1 補助事業の主な流れ

(1) 建築物不燃化推進事業の申請の主な流れ

事前相談を行い、補助の対象となるか申請前に確認してください。(事前相談票の提出は任意です。) 手続きには所定の期間が必要となりますので、工事の契約の前(30日前)までに「工事計画承認申請書」を提出できるように、ご準備ください。
 なお、補助は予算内で実施するため、申請受付を締め切る場合があります。



※注意
 工事計画承認通知後に、工事の契約を行ってください。

1. 横浜市の承認より前に契約をしたものは、補助の対象とはなりません。

2. 横浜市の承認より前に工事に関する金銭の支払い(契約金や前金など)があった場合は、補助の対象とはなりません。

※注意
 工事計画承認日から1年以内に工事が完了しない場合は、完了予定日の変更について、進捗報告書の提出が必要です。

※注意
 補助金交付決定兼補助金額確定通知から速やかにご提出ください。

申請者に振り込まれます。
 ※通知はありません。

鉛筆、消えるペン、修正液、修正テープ等の使用は認められません。また、訂正ができない箇所もありますので、ご注意ください。
鉛筆による下書き等も削除してご提出ください。

2 工事計画承認申請書の提出

工事の契約の概ね 30 日前までに、「工事計画承認申請書」を提出してください。

(1) 提出書類リスト

提出書類 ※下記の順番に並べて提出してください。 “参照P”			耐火性能強化（新築）		除却	
			重点対策地域	左記以外の補助対象地区		
P11	工事計画承認申請書	第1号様式	○	○	○	
P12.13	事業計画書	別紙1	○	○	○	
P14	納税状況等調査同意書	第2号様式	○	○	○	
P15	関係権利者承諾書 ※申請者以外に土地所有者や建物所有者等（新築含む）がいる場合 ※三親等以内の親族が除却する場合（建物所有者の三親等以内の親族であることを証明する戸籍謄本等の書類も併せて必要）	第3号様式	○	○	○	
P16	法人による申請の場合	中小企業者等申告書	第4号様式	○	○	○
		宅地建物取引業に関する申告書	第5号様式	○	○	○
		商業・法人の登記事項証明書 等 （3か月以内に発行されたもの） ※登記情報提供サービスを印刷したものは不可	—	○	○	○
	案内図（広域地図で駅・線路と申請地の位置を表示したもの）		○	○	○	
	区域図（住宅地図程度の縮尺のものに申請地の位置を表示したもの）		○	○	○	
P7	権利関係や建築年月日等を明らかにする書類 ※3か月以内に発行された証明書の原本を提出（公図のみコピーも可） ※登記情報提供サービスを印刷したものは不可 →必要に応じて他の書類を提出	家屋全部事項証明書	—	—	○	
		土地全部事項証明書	○	○	○	
		公図	○	○	○	
P17	除却計画図 （縮尺 1/100 程度の配置図に、方位、道路の位置、事業を行う土地の区域、除却する建築物及び構造物の位置・規模を表示したもの）		—	—	○	
	建設計画図（縮尺 1/100 程度の配置図及び各階平面図） ※敷地面積、延べ床面積、準耐火建築物等である旨を明記		○	○	—	
P10	現況写真 ※カラー写真、複数枚 （3か月以内に撮影したもので申請地と周囲との関係がわかる写真）		○	○	○	
P8 P18~20	見積書（コピー可） ※P8にある注意点を必ずご確認ください。		○ （1者）	○ 市内事業者 （1者）	○ 市内事業者 （2者以上）	
P21	市内事業者であることを証する書類（原本） 又は商業登記簿謄本（発行から1年以内のもの・登記情報提供サービスを印刷したものは不可・コピー可）	参考書式有	—	○ （1者）	○ （2者以上）	
P22	委任状（申請手続きを委任する場合）	参考書式有	○	○	○	

（注1）原本を提出していないものについては、窓口で原本を確認することがあります。

（注2）土地・建物の所有者や補助要件等を確認するために上記以外の書類の提出を求めることがあります。

(2) 土地・家屋全部事項証明書を補完する書類

原本を提出できないものについては、コピーを申請書に添付していただきますが、原本を確認させていただく場合があります。なお、次の表以外の書類の提出を求めることもあります。

書類名		取得場所
原本	固定資産課税台帳登録事項証明（家屋） （物件証明、価格等記載なし） ※未登記の場合、本人が税務課で取得可（必要書類：本人確認書類）	建物所在地の区役所税務課 行政サービスコーナー
コピー可	検査済証	建築主（本人）
	相続関係書類（遺産分割協議書など）	相続の関係者

(3) 補助金額の算出方法

■老朽建築物除却の補助金額

次により算出された額のうち、最も低い額となります。

- ①最も安価な見積書※1の額（税込）×補助率
- ②除却する建築物の延べ面積×2万円/m²（横浜市の単価）×補助率
- ③補助金額の上限 150万円

※1 見積のうち補助対象となる部分の合計。P8、9参照

※2 申請者が中小企業者等の場合は、事業費の税抜価格が算定対象となります。

■新築の補助金額

次により算出された額のうち、低い方の額となります。

- ①工事する建築物の延べ面積×2万円/m²（横浜市の単価）×補助率
- ②補助金額の上限 150万円

※申請者が中小企業者等の場合は、事業費の税抜価格が算定対象となります。

下記のように補助金額を算出し、工事計画承認通知書に添付してお知らせします。

注) 表中の数字は例示

区分	① 延べ面積	② 基準単価	③ 積算額	④ 見積額 (注2) (注3)	⑤ 補助対象 事業費	⑥ 補助率	⑦ 補助対象額 (注4)	⑧ 上限額	補助交付 申請予定額 (⑦と⑧のうち 低い方の額)
老朽建築物 除却工事費	(除却建築物) 90.00 m ²	20 千円/m ²	①×② 1,800 千円	2,000 千円	③と④のうち 低い方の額 1,800 千円	3/4 2/3	1,350 千円	1,500 千円	⑨ 1,350 千円
耐火性能 強化工事費 (新築)	(新築建築物) 95.00 m ²	20 千円/m ²	1,900 千円		③の額 1,900 千円	3/4 2/3	1,425 千円	1,500 千円	⑩ 1,425 千円

注意!

(注1) 各欄千円未満は切り捨て
(注2) 最も安価な見積額

(注3) 見積のうち補助対象となる部分の合計

(注4) 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は、補助対象額に含めません。

税込の金額です。
※中小企業者等は、
税抜の金額です。

補助率は、対象地区
の区分によって異
なります。

(4) 見積書についての注意点

宛名（申請者名）、発行日・工事場所（申請地）・見積有効期限（申請時点で有効期限内であること）・会社印があるものをご提出ください。（コピーも可）

【老朽建築物除却工事に関する見積書の作成について】

見積書の金額を補助金算定の根拠とするため、2者以上の見積書の工事場所・見積書の内訳項目などは揃えて作成してください。P17~19 参照

老朽建築物本体の除却と附帯工作物等の撤去を併せて行う場合は、補助対象と対象外となる費用を分けた見積書を工事計画承認申請書に添付する必要があります。

見積書作成時に、次の項目を分けて作成するように解体業者に依頼してください。

見積の項目

	項目	補助対象
解体工事一式	仮設工事費(建築物本体にかかる部分)	○
	建築物解体工事費	○
	附帯工作物撤去費	×
	発生材運搬処分費(建築物)	○
	〃 (附帯工作物)	×
	経費など(建築物本体にかかる部分)	○

見積書の具体的な作成例がありますので、P18~20をご参照ください。

※ 運搬処分費や経費など、建築物解体と附帯工作物撤去の項目を分けて見積書を作成することが難しい場合、「補助対象となる費用」と「対象外となる費用」の金額の比に応じて按分し、補助対象額とします。

(5) 老朽建築物除却工事の補助対象となるものの考え方

【補助の対象となる建築物の耐用年数等】

補助対象となる建築物の敷地が【重点対策地域】と【それ以外の補助対象区域】で異なります。

(重点対策地域)

昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は表1に定める耐用年数を経過した建築物

(表1)

構造	耐用年数
木造	22年
鉄骨造	34年
鉄筋コンクリート造	47年

(それ以外の補助対象区域)

昭和56年5月31日以前に建築された建築物

※新築補助を同時に申請する場合は、【重点対策地域】と同様、(表1)に定める耐用年数を経過している建築物も、補助の対象となります。

【建築物の部分除却について】

建築物は、全部除却が補助の対象となります。長屋の一部解体など、家屋の一部を除却する場合は、補助の対象とはなりません。

【除却する建築物の延べ面積の考え方】

家屋全部事項証明書を根拠としています。それ以外の面積を採用したい場合は、固定資産課税台帳登録事項証明等の公的書類をお持ちいただき、担当者にご相談ください。

【見積のうち補助対象となる部分の合計とは】

「老朽建築物除却工事」の補助対象は、**建築物本体に関する部分**に限ります。建築物と一体的な設備等は、補助対象となる場合がありますのでご相談ください。

【補助対象外となるものの例】

附帯工作物等の撤去費、及び、附帯工作物の撤去に伴う発生材運搬処分費は、補助対象外です。その他、次の表に挙げるものは補助対象外となります。

補助対象外となるもの	例
外構	門柱、門扉、ブロック塀、フェンス、土留め、外構階段 等
庭に関するもの	樹木、庭石、砂利、東屋、パーゴラ、井戸 土間コンクリート（建物と一体でない部分）、駐車場 等
独立したもの	カーポート・物置 等
建物の一部ではないもの	家の中の残留物・地中内埋設物 等

(6) 申請者の考え方

	老朽建築物除却	耐火性能の強化（新築）
申請者となるもの（1人に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者（個人、自治会・町内会、中小企業者等が対象） ・建物所有者の3親等以内の親族 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火性能強化を行う建築物の建築主（個人、自治会・町内会、中小企業者等が対象）

※申請者以外に、建物・土地所有者、除却する建物の抵当権者がいる場合は、「関係権利者承諾書」の提出が必要です。

※耐火性能強化の場合で、確認申請を連名で出される予定の場合は、申請者を1人にし、申請者以外の方は、関係権利者承諾書を提出してください。

※中小企業者等とは、中小企業者及び中小企業者と同等の出資金や従業員数である事業者を指します。（例：NPO法人や組合等）「等」に該当するか否かは、事前にご相談ください。

【宅地建物取引業者が所有する建築物が補助対象となる場合】

中小企業者等のうち宅地建物取引業者が所有する建築物の補助対象の考え方は、以下の表で確認してください。

また、建替困難地域内（西区西戸部町1丁目及び3丁目、中区山元町1丁目及び2丁目）では、別途取扱いがあります。（※P34「7 宅地建物取引業者の建替困難地域での取扱い」参照）

表：中小企業者等のうち宅地建物取引業者が所有する建築物が補助対象となる場合

新築する建築物の用途	不動産の売買又は交換を目的とする建築物	不動産の売買又は交換を目的としない建築物
事例	建売住宅	自社ビル、社宅、賃貸目的の建築物など
除却	×	×
除却（新築を同時申請する場合）	×	○
新築	×	○

○：補助対象 ×：補助対象外

(7) 地域まちづくりプラン等

新築の場合、地域まちづくりプラン等との適合が必要な地域があります。

詳細な場所は、横浜市行政地図情報提供システム i-マップピー (<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>) で確認の上、プラン等の内容については防災まちづくり推進課へお問い合わせください。

区	対象地域	対象となる地域まちづくり計画等
鶴見区	市場西中町の全部	鶴見区市場西中町 防災まちづくり計画
	下野谷町1丁目の全部、2丁目の一部	下野谷1・2丁目防災まちづくりプロジェクト
	潮田町1丁目の一部、本町通2丁目の一部	鶴見潮田・本町通 街並み誘導地区 地区計画
神奈川区	浦島町の一部	浦島町防災まちづくり計画
	六角橋商店街連合会の区域	六角橋商店街地区地域まちづくりプラン 六角橋商店街地区まちづくりルール（全体区域）
	白幡上町の全部	白幡上町防災・防犯まちづくりプラン
西区	東久保町	東久保町 防災まちづくり計画
	西戸部町の一部	一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画
南区	三春台町内会、三春台東町内会の区域	三春の丘まちづくり協議会 防災まちづくり計画
	井土ヶ谷上町第一町内会の区域	井土ヶ谷上町第一町内会地区防災まちづくり計画
中区	本郷町3丁目、西之谷町の一部、 本牧満坂の一部、本牧町1丁目の一部	住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会 防災まちづくり計画
磯子区	磯子区中浜町、久木町の全部、 広地町、滝頭三丁目、 磯子八丁目の一部	滝頭・磯子地区 防災まちづくり計画 滝頭・磯子地区地域まちづくりルール 浜マーケット地区地域まちづくりルール
金沢区	金沢町、寺前一丁目・二丁目の一部	寺前東町・寺前西町・金沢町まちづくり協議会 防災まちづくり計画
	町屋町、平潟町、洲崎町の一部	金沢地区防災まちづくり計画

※書類等の提出はありませんが、地域の協議会等へ事前に連絡が必要な場合があります。

詳しくは防災まちづくり推進課へお問い合わせください。

(8) 工事計画承認申請におけるその他の注意点

【現況写真について】

工事場所を特定できるよう、周囲の建物や敷地、道路等との関係を取めた遠景の写真をご用意ください。工事完了報告時には、計画承認申請時に添付した現況写真と同じ位置から撮影した工事後の写真が必要になります。

【承認通知書に記載の契約予定事業者以外の事業者と新たに契約する場合】

・老朽建築物除却工事

工事の契約前に工事計画進捗報告書を提出し、変更の承認を受けてから契約する必要があります。

・新築工事

場合によって必要な手続きが変わりますので、契約前に担当者までご相談ください。

(9) 提出書類の記入例

<第1号様式 工事計画承認申請書>

第1号様式（要綱第10条第1項）

横浜市建築物不燃化推進事業 工事計画承認申請書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日

（申請先）

横浜市 長

申請者 住所

〒 〇〇〇 - 〇〇〇

横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
〇〇マンション〇〇号室

ふりがな

よこはま たろう

氏名

横浜 太郎

電話

〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

窓口に提出する日をご記入ください。

住民票の住所をご記入ください。

申請者は一人です。共有名義の場合の申請者以外の方は、関係権利者承諾書を提出してください。

横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、計画の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

土地の全部事項証明書に記載の所在地番をご記入ください。

工事の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）
工事の実施場所	対象地区 <input checked="" type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域） <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地（地番） 横浜市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇
補助要件の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 工事計画承認通知書（第6号様式）の交付を受けた後で、補助対象事業となる工事の契約を行います。
工事完了の時期	<input checked="" type="checkbox"/> 工事計画承認通知書の交付日から1年以内 <input type="checkbox"/> 工事完了報告書（第13号様式）の提出を行います。
添付書類	・事業計画書（別紙1） ・別表8に掲げる図書 ・その他

（注1）工事の種類は、申請書の提出する項目のいずれか一つに選択してください。

（注2）申請書の提出は、申請書の提出日から1年以内に行ってください。

（注3）申請者が法人の場合は、関係権利者承諾書（第3号様式）を添付すること。

（注4）申請者が法人の場合は、中小企業者等申告書（第12号様式）を添付すること。

（注5）申請者が個人の場合は、取引業に関する誓約書（第5号様式）を添付すること。

工事完了日は、申請書提出日より1年以内としてください。

申請地には、建築確認で設定する敷地の地番を記載してください。（除却のみの場合は建物が建つ筆とする。）敷地内に筆が複数ある場合は全て記載し、敷地が筆の一部である場合は「〇〇町〇番〇の一部」とします。

受付欄

第 号

<別紙1 事業計画書>

別紙1

【建築物不燃化推進事業】

事業計画書

注) 表中の記載は例示

(1) 計画の概要

申請者氏名	横浜 太郎		土地の全部事項証明書に記載の所在地番をご記入ください。	
申請地	〒 〇〇〇 - 〇〇 (地番) 〇〇 区 〇〇町〇〇番〇 (住居表示) 〇〇 区 〇〇町〇番〇号		i-マップにて確認できます。	
用途地域	第一種住居 地域 (建蔽率 〇〇% 容積率 〇〇%)			
防火・準防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 防火指定なし			
前面道路の種別	<input type="checkbox"/> 法第42条第1項道路 <input checked="" type="checkbox"/> 法第42条第2項道路 (<input checked="" type="checkbox"/> 狭あい道路の「整備促進路線」 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 法第43条第2項の規定による許可・認可を要する道路状空地 <input type="checkbox"/> 未判定			
都市計画道路	<input type="checkbox"/> 区域外 <input checked="" type="checkbox"/> 区域内 (路線名 六角橋線)			
敷地面積	〇〇.〇〇 m ²			
老朽建築物除却について	建築年月	大正・昭和・平成 〇〇年 〇月 〇日 完成 (築 〇〇年)		
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	延べ面積・階数	〇〇.〇〇 m ² (〇 階)		
	用途	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	所有者 (氏名及び続柄)	土地	氏名 川崎 幸太郎 続柄 義父	
		建物	氏名 川崎 幸太郎 続柄 義父	
	他の補助金等の利用について	<input checked="" type="checkbox"/> 他の補助事業又は建物移転補償等を受ける予定です。 補助事業名: 狭あい道路拡幅整備事業・その他 () <input type="checkbox"/> 過去に建築・改修・設備設置等について他の補助制度を利用している。 <input type="checkbox"/> その他 () 建物移転補償等を受ける予定はありません。		都市計画道路事業による建物移転補償を受けている場合はこちらに記載してください。
建替困難地域	<input type="checkbox"/> 建替困難地域 (□宅地建物取引業者による申請 □その他) <input checked="" type="checkbox"/> その他の地域		建替困難地域については、手引きP34で確認してください。	
契約予定事業者	〇〇〇工業		2者以上の見積書のうち、見積額に関わらず、除却工事の契約を予定している事業者名をご記入ください。	
耐火性能強化(新築)について	耐火性能	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造		
	用途	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	地域まちづくりプラン等	<input type="checkbox"/> あり (□地域まちづくりプラン等の内容を遵守している) <input type="checkbox"/> なし		
	延べ面積・階数	m ² (階)		
	所有者 (氏名及び続柄)	土地	氏名	
		建物	氏名 続柄	
他の補助金等の利用について	<input type="checkbox"/> 他の補助事業又は建物移転補償等を受ける予定です。 (補助事業名:) <input type="checkbox"/> 他の補助事業又は建物移転補償等を利用しません。		補助事業によっては本事業と併用できない場合があります。また、都市計画道路事業による建物移転補償を受けている場合はこちらに記載してください。	
感震ブレーカー	<input type="checkbox"/> 感震ブレーカーを設置します。 <input type="checkbox"/> 次の理由により設置できません。 ()			
契約予定事業			新築工事の契約を予定している事業者名をご記入ください。	

生命の維持に直結するような医療機器が設置される場合など、設置できない理由があれば、その旨を記載してください。

チェックを入れるもしくは○で囲むこと。

(1/2)

(2) 事業全体スケジュール

□老朽建築物除却	契 約 日	年	月	日 (予定)
	工 事 着 手	年	月	日 (予定)
	工 事 完 了	年	月	日 (予定)
□耐火性能強化 (新築)	契 約 日	年	月	日 (予定)
	工 事 着 手	年	月	日 (予定)
	工 事 完 了	年	月	日 (予定)

工事完了日は、申請書提出日より1年以内としてください。

工事完了日は、申請書提出日より1年以内としてください。

(3) 資金計画

注) 表中の数字は例示

収 入		支 出 (税込)	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
自己資金	2,000,000	除却工事費	2,000,000 (税抜)
		新築工事費	(税抜)
		その他	()
合 計	2,000,000	合 計	2,000,000 (税抜)

申請予定の補助金や融資を含めて自己資金としてご記入ください。

契約予定業者の見積書の額(税込)
※中小企業者等の場合は、税抜価格も記載してください。

3ケタごとにコンマ「,」で区切ってください。

収入と支出の合計額は、同じ額となります。

(注1) 支出の項目については、該当する工事種別の欄に金額を記載してください。

(注2) 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は補助対象外となるため、税抜価格も記載してください。

<第2号様式 納税状況等調査同意書>

第2号様式（要綱第10条第1項）

納税状況等調査同意書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日

（申請先）

横浜市 長

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇
申請者 住民登録上の住所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
〇〇マンション〇〇号室
ふりがな よこはま たろう
氏名 横浜 太郎
電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

必ずフリガナも
ご記入ください。

私は、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、下記について同意します。

1 横浜市税のうち、次の税目の納税状況の調査

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (3) 固定資産税（償却資産）
- (4) 軽自動車税
- (5) 特別土地保有税

（注）上記の税目（1）～（5）は延滞金も含みます。

2 耐震改修の履歴の調査（除却工事の申請を行う場合）

対象となる建築物の過去10年の「横浜市木造住宅耐震改修促進事業」の利用履歴

第 号

＜第3号様式 関係権利者承諾書＞

以下に該当する場合は、**関係権利者全員に1人1枚ずつ「関係権利者承諾書」が必要です。**
複数名いる場合は、それぞれの押印は印影が異なるもので提出してください。

- 1 申請者以外に土地・建物の所有者（新築される建物の建築主含む）、除却する建物の抵当権者がいる場合（※抵当権者からの承諾書の提出が難しい場合は、別途お問い合わせ下さい。）
- 2 三親等以内の親族（証明する戸籍謄本等が必要）が老朽建築物の除却を行う場合

第3号様式（要綱第10条第3項）

関係権利者承諾書

（提出先）
 横浜市 市長

私は、申請者が、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき申請及び工事を行うことを承諾します。

1 申請者

住所	横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇マンション〇〇号室
氏名	横浜 太郎

2 工事の実施場所及び種別

実施場所	横浜市 〇〇区 〇〇町 〇〇番〇
工事の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input checked="" type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）

土地の全部事項証明書に記載の所在地番をご記入ください。

3 権利の種類

権利者	権利の種類
川崎 幸太郎	土地・建物（除却分）・建物（新築分）・その他（ ）
横浜 太郎	土地・建物（除却分）・建物（新築分）・その他（ ）
横浜 幸子	土地・建物（除却分）・建物（新築分）・その他（ ）
	土地・建物（除却分）・建物（新築分）・その他（ ）
	土地・建物（除却分）・建物（新築分）・その他（ ）

（和暦） 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

承諾者 住所	横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇マンション〇〇号室
氏名	横浜 幸子
電話	〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

認印可。
インク浸透印不可。

印

（備考）

1 承認	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の権利は持っているが、申請者ではない権利者 ・土地の所有者で、借地人の工事計画承認申請を承諾する権利者
2 選	<ul style="list-style-type: none"> ・除却する建物の抵当権者

<第4号様式 中小企業等申告書>

第4号様式（要綱第10条第4項）

中小企業者等申告書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日

（申請先）
横 浜 市 長

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

申請者 住 所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号

法人名 横浜株式会社

代表者 氏 名 横浜 太郎

電 話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

私は、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱に基づき、中小企業者等であることを申告します。

中小企業基本法第2条に定義される中小企業者

資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業、その他の業種（卸売業、サービス業、小売業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

その他

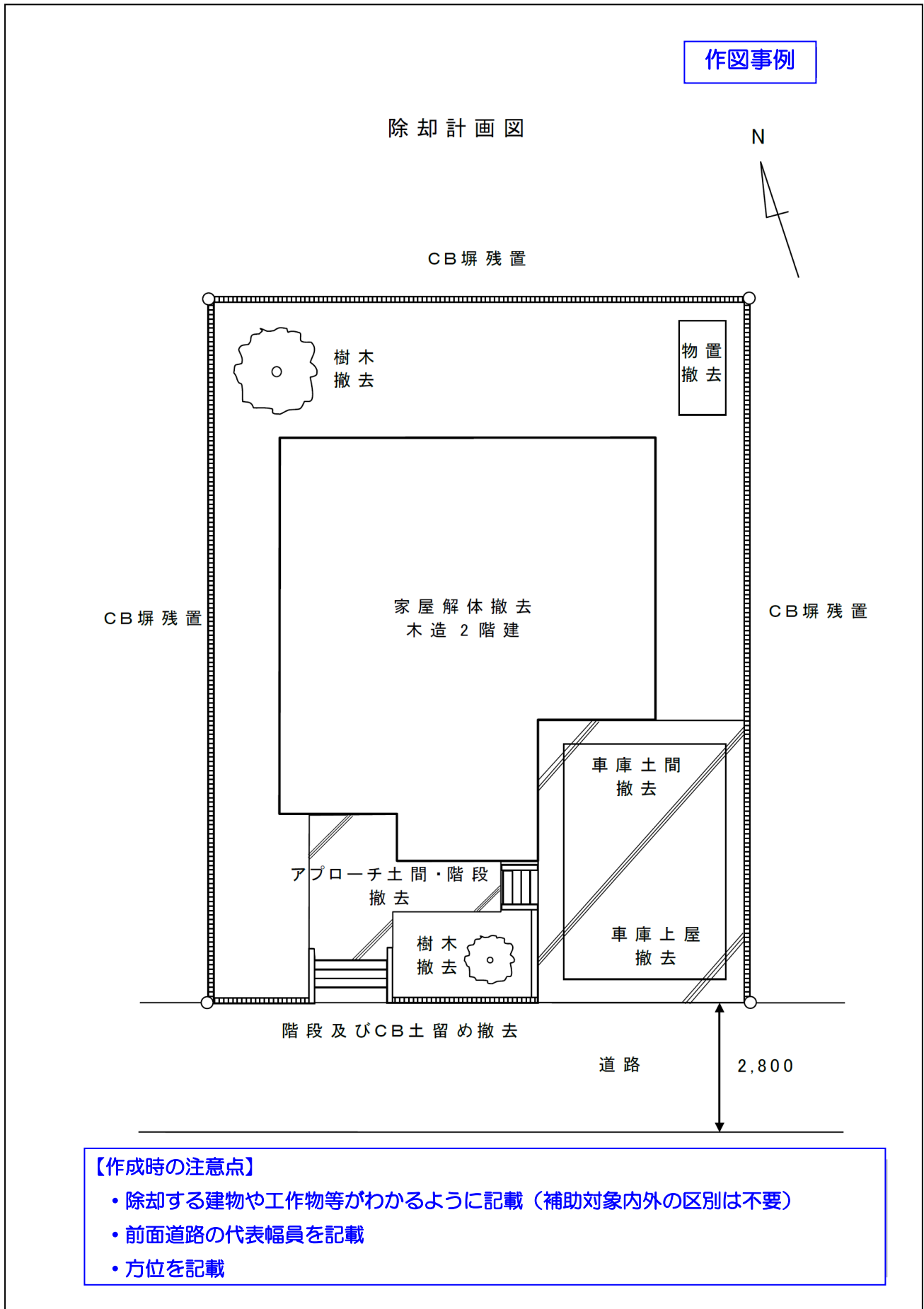
業種・組合の名称 等			
資本金の額又は 出資の総額		常時使用する 従業員の数	

（注1）該当する項目にチェックを入れること。

（注2）商業・法人登記事項証明書等を添付すること。

上記の中小企業基本法に基づく中小企業者以外の方は、「その他」をチェックし、各項目について記載してください。

<除却計画図 例>



発行日

(和暦) ○ 年 ○ 月 ○ 日

参考見積書式（記入時の注意事項）

御 見 積 書

宛名（申請者名）

契約予定者（申請者）を記入 様

見積書をもとに補助金の算定を行うため、2社の見積書の内訳項目を揃えて作成してください。

下記のとおりお見積り申し上げます。

工 事 名 称: ○ ○ 邸 解体工事

工事場所（申請地）

工 事 場 所: 解体を行う場所（申請地）を記入

見積有効期限: ○ ケ月 申請時点で有効期限内であること

工 期: 約 ○ ○ 日間

見積有効期限（申請時点で有効期限内であること）

見積合計金額(税込)

¥ 税込み金額を記載 .-

※工事内訳書(別紙)

(会社名)

(住所)〒

横浜市内に本社を置く会社に限る

(代表者名)

(電話)

(FAX)

会社印を
押印してく
ださい。

<除却工事見積書（内訳書1） 例>

工事内訳書

摘要		数量	呼称	単価	金額	備考
1. 仮設工事						
保安養生費	足場・シート養生					
重機回送費						現場の状況に応じて、必要な仮設を計上して下さい。
交通整理員	ガードマン					
小計						
2. 解体工事						
解体撤去費 建物関連	屋根					
	上屋					
	内装材					建築物と一体的な設備等は、補助対象となる場合があります。 その他、補助対象となるか不明な項目はお問い合わせ下さい。
	建物基礎					
	土間等(建物と一体部分のみ)					
	地中杭					
	浄化槽					
	アスベスト含有物撤去					※アスベスト検体費及び撤去費は補助対象となります。
解体撤去費 付帯工作物等	土留・擁壁					
	カーポート・物置					
	土間等(建築物と一体でない)					付帯工作物等の解体撤去費は補助対象外となるため、項目を分けて計上をして下さい。
	塀・フェンス					
	門扉・門柱					
	樹木					
	庭石・がれき・東屋・パーゴラ等					
	室内残留物処理					
小計						

補助対象外となるもの例

- ① 外構 → 門柱・門扉・ブロック塀・フェンス・ブロック塀土留、外構階段 等
- ② 庭に関するもの → 樹木・庭石・砂利・東屋・パーゴラ・井戸
土間コンクリート(建物と一体でない部分)・駐車場 等
- ③ 独立したもの → カーポート・物置 等
- ④ 建物の一部 → 家の中の残留物・地中内埋設物 等
ではないもの

<除却工事見積書（内訳書2） 例>

摘要		数量	呼称	単価	金額	備考
3. 運搬・処分費						
発生材運搬費	運搬費(建物関連)					運搬費は建物関連と付帯工作物に区別して計上して下さい。 (区別が難しい場合は担当者にご相談ください。)
	運搬費(付帯工作物)					
特定建設資材 廃棄物処理費	木くず					
	コンクリート					
	アスファルト・コンクリート					処理費も建物関連と付帯工作物に区別して計上して下さい。 (区別が難しい場合は担当者にご相談ください。)
産業廃棄物 処理費	金属くず					
	ガラス・陶磁器くず					
	廃プラスチック					
	廃石膏ボード					
	その他廃棄物					
	混合物					
	アスベスト含有物					アスベストが含まれるものがあるか、建物を事前に確認し、必要に応じて計上して下さい。
小 計						
4. その他						
手壊し割増	重機が入らない場合					
小運搬割増	場内で小運搬が別途必要な場合					
						道路や敷地の状況から、重機での解体・積込み運搬が可能な場所か否かを確認し、必要に応じて計上して下さい。
小 計						
5. 諸経費等						
経費						
小 計						諸経費は各項目に含ませずに、別途計上をして下さい。
6. 値引き						
合 計 (消費税抜き)						
消 費 税			%			
合 計 (消費税込み)						

<市内事業者であることを報告する書類>

市内事業者である

この様式に代えて、商業登記簿（全部事項証明）（コピー可）の提出も可能です。
この様式を提出する場合は原本をご用意ください。
※本書式を使用する場合は、押印が必要となります。

【 商 号 】

株式会社 ○○

商業登記簿（全部事項証明）の内容と
同じものを記入してください。

【 本店住所 】

横浜市○○区○○町○○番地

個人事業者である場合は事業の主たる住所を
記入してください。

【代表者 職・氏名】

代表取締役 ○○ ○○

上記のとおり、市内事業者であることを報告します。

令和○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

本店住所

横浜市○○区○○町○○番地

印鑑は見積書と同じもの
を使用してください。

商号

株式会社 ○○

社印

印

代表者 職・氏名

代表取締役 ○○ ○○

代表印

印

<委任状>

委 任 状

■ 代理人

会社名	株式会社 ○○○○
所在地	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○○番地
電話番号	○○○ (○○○) ○○○○
メールアドレス	○○○○○○○ @ ○○○
氏名	○○ ○○

日中繋がる電話番号をご記入ください。
(携帯電話可)

実際に窓口で手続きをする代理人の氏名をご記入ください。

上記の者に、横浜市建築物不燃化推進事業に係る下記の事項を委任

土地の全部事項証明書に記載の所在地番をご記入ください。

対象となる土地・建物 住所 (地番)	横浜市 ○○ 区○○町 ○○番 ○
-----------------------	-------------------

【委任事項】

- ・ 工事計画承認に関する申請書等の提出
- ・ 工事計画承認に関する通知書の受領
- ・ 補助金交付に関する申請書等の提出
- ・ 補助金交付に関する通知書の受領
- ・ その他横浜市建築物不燃化推進事業に係る手続き

令和○○年○○月○○日

委任者 (申請者) 住所 〒○○○ - ○○○○
横浜市○○区○○町○番○号
○○マンション○○号室
氏名 横浜 太郎
電話 ○○○ (○○○) ○○○○

申請書同様に、住民票の住所をご記入ください。

印

(備考)

申請者が個人の場合は、氏名を自署した場合は押印を省略することが

認印可。
インク浸透印不可。

鉛筆、消えるペン、修正液、修正テープ等の使用は認められません。また、訂正ができない箇所もありますので、ご注意ください。
鉛筆による下書き等も削除してご提出ください。

3 工事計画進捗報告書の提出

耐火性能強化（新築）の補助を利用される場合は、工事計画進捗報告書を提出する必要があります。確認済証を受領後、必要書類を添付し、速やかに提出してください。

(1) 提出書類リスト

提出書類 ※下記の順番に並べて提出してください。		耐火性能強化（新築）		除却
		重点対策地域	左記以外の補助対象地区	
工事計画進捗報告書 P24 参照	第9号様式	○	○	—
建築確認申請書（コピー）の第1面から第6面 （建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定によるもの）及び 配置図・各階平面図・立面図		○	○	—
確認済証（コピー）		○	○	—
契約書（コピー）		○	○	—
耐火性能チェックリスト	指定書式有	—	○*1	—
構造詳細図		—	○*1	—
43条第2項第二号許可通知書（コピー）		○*2	○*2	—

※1 重点対策地域以外の補助対象区域の場合は、耐火被覆の施工の段階で、防災まちづくり推進課の職員が、現場検査を行います。工事計画進捗報告書の提出の際に、検査日についてご相談ください。

なお、準耐火建築物以上の仕様による建蔽率の緩和（建築基準法第53条第3項）を受けている建築物については、建築確認の書類にて、耐火性能等が確認できるため、「耐火性能チェックリスト」、「構造詳細図」の提出は不要です。「現場検査」も行いません。

※2 建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可を得て、建築を行う場合はご提出ください。

（注）原本を提出していないものについては、窓口で原本を確認することがあります。

(2) 提出書類の記入例 (工事計画に変更がある場合は P25,26 参照)

<第9号様式 工事計画進捗報告書>

※新築工事のみ提出

第9号様式 (要綱第12条)

横浜市建築物不燃化推進事業
工事計画進捗報告書

(和暦) 〇〇 年〇〇月〇〇日

(報告先)

横浜市 長

申請者 住所

横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
〇〇マンション〇〇号室

氏名

横浜 太郎

「工事計画承認通知書」
から転記してください。

窓口に提出する日をご記入ください。

(和暦) 〇 年〇〇 月 〇〇 日 都防第 〇〇 号で承認のあった工事について、次の変更通知

とおりの報告をします。

工事の種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 耐火性能強化 (新築)	
工事の実施場所	対象地区	<input checked="" type="checkbox"/> 重点対策地域 (不燃化推進地域) <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番〇
報告内容	<input checked="" type="checkbox"/> 工事着手に係る報告 契約日 (和暦)〇年 〇月 〇日 建築確認 (和暦)〇年 〇月 〇日 工事着手日(和暦)〇年 〇月 〇日 工事完了日(和暦)〇年 〇月 〇日 (予定)	
	<input type="checkbox"/> 計画の変更に係る報告 変更の概要	必ず、進捗をご記入ください。 契約日については、工事計画承認通知以降の日付であることが補助の要件となっていますので、契約書の原本をご確認の上ご記入ください。

申請書同様、土地の全部事項証明書に記載の所在地番をご記入ください。

計画に変更がある場合は、P25, 26 を参照。

※工事計画承認時と確認申請時の面積が異なる場合は、計画の変更になります。

(注1) 〇〇項目にチェックを入れる又は〇で囲むこと。
(注2) 〇〇を行う場合の工事着手に係る報告の場合は、別表9に掲げる書類を添付すること。

(注3) 工事計画の変更に係る報告の場合は、事業計画書 (別紙1) のうち変更する部分のみについて記載の上、別表8に掲げる図書及び別表9に掲げる図書のうち、変更内容を証する書類を添付すること。

必要に応じて、納税状況等調査同意書 (第2号様式)、関係権利者承諾書 (第3号様式)、中小企業者等申告書 (第4号様式) 及び宅地建物取引業に関する誓約書 (第5号様式) を添付すること。

受付欄

第 号

鉛筆、消えるペン、修正液、修正テープ等の使用は認められません。また、訂正ができない箇所もありますので、ご注意ください。鉛筆による下書き等も削除してご提出ください。

4 工事計画に変更があった場合

(1) 変更の手続き方法

工事計画承認申請時の内容に変更が生じた場合は、速やかに「工事計画進捗報告書」の提出が必要になります。なお、①建築物の除却及び新築に伴う転居により、申請者住所に変更があった場合、②新築で、事業計画書に記載のない内容の「見積書」の変更は、完了報告書の申告により省略できます。

「工事計画進捗報告書」の提出が必要な主なケース

・新築建築物の面積が変更となる場合
・除却工事の契約内容が変更となる場合
・契約業者が変更となる場合 ※変更承認後に契約してください。
・申請者の住所及び電話番号等が変更となる場合
・分合筆等で、申請地番が変更となる場合
・計画承認日より、工事完了日が1年を超える場合（1年を限度として延長できます。）※
・申請者が死亡等により変更を余儀なくされた場合

工事種別（除却・新築）によって手続きの方法が変わりますので、契約前に担当者までご相談ください。

※工事完了報告書の提出が、工事計画承認日より1年を超えた場合は、工事計画承認が取り消されますので、ご注意ください。

(2) 提出書類リスト

すでに提出している書類の内容に変更が生じた場合は、変更した部分が変わるように書類を作成し、工事計画進捗報告書に添付してください。（変更がない場合は省略可。）

提出書類 ※下記の順番に並べて提出してください。		耐火性能強化（新築）		除却
		重点対策地域	左記以外の補助対象地区	
工事計画進捗報告書 P26 参照	第9号様式	○	○	○
事業計画書	別紙1	○	○	○
確認申請書又は計画変更確認申請書（コピー）の第1面から第6面（建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定によるもの）及び 配置図・平面図・立面図		○	○	—
確認済証（計画変更）（コピー）		○	○	—
（面積減の場合）軽微な変更届（コピー）及び 配置図・平面図・立面図		○	○	—
耐火性能チェックリスト	指定書式有	—	○	—
構造詳細図		—	○	—
契約書（コピー）		○	○	○
変更契約書（コピー）		—	—	○
その他、変更内容を証する書類（P6の工事計画承認申請書の提出書類リストのうち、変更に関係のある書類を添付してください。）		○	○	○
工事計画承認通知書（コピー）		○	○	○

（注）原本を提出していないものについては、窓口で原本を確認することがあります。

(3) 提出書類の記入例（工事計画に変更がある場合）

<第9号様式 工事計画進捗報告書>

第9号様式（要綱第12条）

横浜市建築物不燃化推進事業 工事計画進捗報告書

（和暦）〇〇年〇〇月〇〇日

（報告先）

横浜市 市長

窓口に提出する日をご記入ください。

「工事計画承認通知書」から転記してください。
「工事計画承認内容変更通知書」が発行されている場合は、併記してください。

申請者 住所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
〇〇マンション〇〇号室

氏名 横浜 太郎

（和暦）〇 年 〇〇 月 〇〇 日 都防第 〇〇 号で承認のあった工事について、次の

とおり報告をします。

工事の種類別	<input type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input checked="" type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）	
工事の実施場所	対象地区	<input checked="" type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域） <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番〇
報告内容	<input checked="" type="checkbox"/> 工事着手に係る報告 契約日（和暦）〇年〇月〇日 建築確認日（和暦）〇年〇月〇日 工事着手日（和暦）〇年〇月〇日 工事完了日（和暦）〇年〇月〇日（予定）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 計画の変更に係る報告 変更の概要 （例1）プラン変更に伴う延床面積の増 変更前 95.00㎡ → 変更後 102.00㎡ （例2）資材調達の遅れによる工事完了予定日の変更 変更前 和暦〇年〇月〇日 → 変更後 和暦〇年〇月〇日	

申請書同様、土地の全部事項証明書に記載の所在地番をご記入ください。

進捗をご記入ください。

変更内容・変更理由をご記入ください。

（注1）選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れる又は〇で囲むこと。

（注2）耐火性能強化工事（新築）を行う場合の工事着手に係る報告の場合は、別表9に掲げる書類を添付すること。

（注3）工事計画の変更に係る報告の場合は、事業計画書（別紙1）のうち変更する部分のみについて記載の上、別表8に掲げる図書及び別表9に掲げる図書のうち、変更内容を証する書類を添付すること。

必要に応じて、納税状況等調査同意書（第2号様式）、関係権利者承諾書（第3号様式）、中小企業者等申告書（第4号様式）及び宅地建物取引業に関する誓約書（第5号様式）を添付すること。

受付欄	
第	号

鉛筆、消えるペン、修正液、修正テープ等の使用は認められません。また、訂正ができない箇所もありますので、ご注意ください。
鉛筆による下書き等も削除してご提出ください。

5 工事完了報告書及び補助金交付申請書の提出

工事の完了及び支払い終了後、「工事完了報告書」と共に、「補助金交付申請書」を提出してください。

(1) 提出書類リスト

提出書類 ※下記の順番に並べて提出してください。		耐火性能強化（新築）		除却
		重点対策地域	左記以外の補助対象地区	
工事完了報告書 P29 参照	第 13 号様式	○	○	○
収支決算書 P30 参照	別紙 3	○	○	○
契約書及び変更契約書（コピー） ※注文書と注文請書のセット等でも可		○	○	○
領収書（コピー） ※見積書及び契約書の金額と同額のものをご用意ください。		○	○	○
除却後の写真 ※カラー写真、複数枚 （申請地と周囲との関係がわかる写真）		—	—	○*1
（建物滅失）登記完了証（コピー） または閉鎖事項証明書（原本）、除却対象の建築物が未登記であった場合は解体証明書		—	—	○
新築の施工写真 ※施工写真主要な工程及び耐火性能チェックリスト項目ごとに施工状況を記録した写真		—	○	—
新築の完成写真 ※カラー写真、複数枚 ※申請地と周囲との関係がわかる写真 ※敷地が 2 項道路に面している場合は、2 項の道路後退が確認できる写真		○*1	○*1	—
感震ブレーカーの設置が確認できる資料 ※資料の内容については、P28 参照		○	○	—
検査済証（コピー） （建築基準法第 7 条第 5 項又は同法第 7 条の 2 第 5 項の規定によるもの） ※計画変更確認申請を行った場合、変更確認済証（コピー）、申請書（コピー）の第 1 面から第 6 面及び配置図・各階平面図・立面図を合わせて提出		○	○	—
耐火性能チェックリスト	指定書式有	—	○	—
構造詳細図		—	○	—
補助金交付申請書 P31 参照 ※工事完了報告書提出と同時に提出	第 14 号様式	○	○	○
工事計画承認通知書（コピー）		○	○	○
工事計画承認内容変更通知書（コピー） ※工事計画の変更の手続きを行った場合に提出		○	○	○

※1 除却後の写真と新築の完成写真は、計画承認申請時に添付した現況写真と同じ位置から撮影してください。周囲の建物や敷地、道路等との関係がわかるような遠景の写真をご用意ください。

（注）原本を提出していないものについては、窓口で原本を確認することがあります。

(感震ブレーカーの確認資料について)

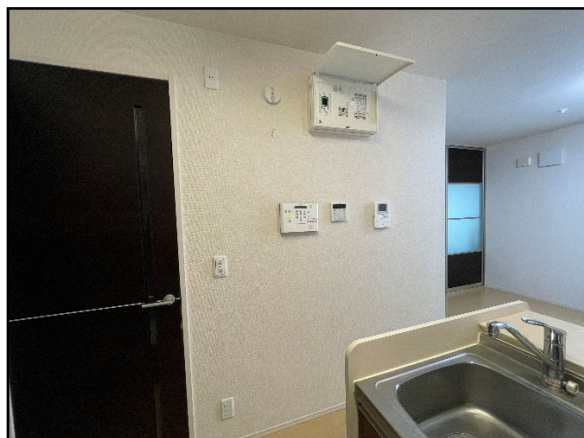
提出書類一覧

(1)	感震ブレーカーの写真	<ul style="list-style-type: none"> ・遠景（感震ブレーカーが設置されている部屋の様子がわかり、図面の位置と照合できるもの） ・近景（感震ブレーカーであることや型番が確認できるもの） 各1枚以上、合計2枚以上
(2)	感震ブレーカーのカタログ (写し可)	認証が取れていることがわかるもの 1部 (HPの写しでも可)
(3)	感震ブレーカーの設置位置図	設備図又は平面図に設置位置を記載したもの 1部 (図面に、写真の撮影方向と感震ブレーカーの位置を記載してください。)

※二世帯住宅や長屋等の場合は、分電盤の数（各住戸単位）毎の資料を提出してください。

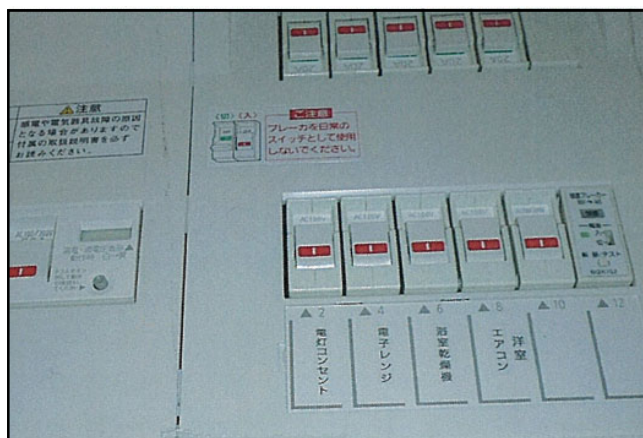
◇写真撮影事例

(遠景)



※部屋の様子と設置位置が確認できるもの

(近景)



※感震ブレーカーであることがわかるもの

(2) 提出書類の記入例

<第13号様式 工事完了報告書>

第13号様式（要綱第16条第1項）

横浜市建築物不燃化推進事業 工事完了報告書

(和暦)〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先)

横浜市 長

申請者住所に変更があった場合は、
変更後の住所をご記入ください。

申請者 住所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号

氏名 横浜 太郎

窓口へ提出する日をご
記入ください。

「工事計画承認通知書」から転記してください。
「工事計画承認内容変更通知書」が発行されている
場合は、併記してください。

(和暦)〇〇年〇〇月〇〇日 都防第 〇〇号で ^{承認} のあった工事が完了しました
変更通知

ので、次のとおり報告します。

工種の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）	
工事の実施場所	対象地区	<input checked="" type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域） <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地	横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
完了年月日	(和暦)〇年 〇月 〇日	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書（別紙3） ・別表10に掲げる図書 ・その他 	

新築の場合、検査済証の発行日をご記入ください。
除却の場合、工事完了日をご記入ください。

(注1) 選択肢がある場合、該当する項目にチェックを入れる又は○で囲むこと。

第12条第4項に基づき以下の報告をします。

申請者住所	変更前	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇マンション〇〇号室
	変更後	〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号
見積書 (耐火性能強化)	<input type="checkbox"/> 見積書の内容に変更があります。	

新築の場合で、延床面積以外の部分で、見積書の内容変更については、進捗報告書の提出は不要です。こちらにチェックのみしてください。

建築物の除却及び新築に伴う転居により、申請者住所に変更があった場合はご記入ください。

第 号

<別紙3 収支決算書>

別紙3

【建築物不燃化推進事業】
収 支 決 算 書

注) 表中の数字は例示

「工事計画承認通知書」の
「補助予定額」をご記入ください。
変更があった場合は
「承認内容変更通知書」の
「補助予定額」をご記入ください。

契約書及び
領収書の額

収 入		支 出 (税込)	
項 目	金 額 (円)	項 目	金 額 (円)
補助金	1,500,000	除却工事費	2,000,000 (税抜)
自己資金	500,000	新築工事費	(税抜)
		その他	(税抜)
合 計	2,000,000	合 計	2,000,000 (税抜)

同じ額となります。

収入と支出の合計額は、
同じ額となります。

決算後の補助金の額 1,500,000 円

(注1) 支出の項目については、該当する工事種別の欄に金額を記載してください。

(注2) 申請者が中小企業者等の場合は、消費税相当額は補助対象外となるため、税抜価格も記載してください。

3ケタごとにコンマ「,」で
区切ってください。

<第14号様式 補助金交付申請書>

第14号様式（要綱第16条第4項）

横浜市建築物不燃化推進事業
補助金交付申請書

窓口に提出する日をご記入ください。

(和暦) 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(申請先)

横浜市 市長

申請者 住所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号

氏名 横浜 太郎

横浜市建築物不燃化推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱を遵守します。

工種の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 老朽建築物除却 <input type="checkbox"/> 耐火性能強化（新築）	
工事の実施場所	対象地区	<input checked="" type="checkbox"/> 重点対策地域（不燃化推進地域） <input type="checkbox"/> 上記以外の補助対象地区
	申請地	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番〇
補助金交付申請額	1,500,000 円	
添付書類	・別表11に掲げる図書 ・その他	

収支決算書（別紙）の「決算後の補助金の額」をご記入ください。

「工事計画承認通知書」を添付。
「工事計画承認内容変更通知書」もある場合は添付。

(注1) 選択肢がある場合は、該当する

受付欄
第 号

鉛筆、消えるペン、修正液、修正テープ等の使用は認められません。また、訂正ができない箇所もありますので、ご注意ください。
鉛筆による下書き等も削除してご提出ください。

6 補助金交付請求書の提出

(1) 提出書類の記入例

横浜市からの「補助金額確定通知」後、「補助金交付請求書」を提出してください。提出時には、補助金交付決定兼補助金額確定通知書(コピー)と口座番号が確認できる書類(通帳のコピーなど)を添付してください。請求書の受付日よりおおむね30日後に、補助金が振込まれます。通知は行いません。

<第17号様式 補助金交付請求書>

第17号様式(要綱第18条第1項)

横浜市建築物不燃化推進事業 補助金交付請求書

(和暦)〇〇年〇〇月〇〇日

(請求先)

横浜市 長

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇

申請者 住所 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号

氏名 横浜 太郎

「補助金交付決定兼補助金額確定通知書」から転記してください。

窓口で提出する日をご記入ください。

(和暦)〇〇年〇月〇日 都防第〇〇号で額の確定のあった補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	5	0	0	0	0	0

(注) 金額の頭に¥をつけ、数字は右詰めで記載すること。

2 振込先

金融機関名	〇〇〇〇〇〇	銀行
	〇〇〇〇〇〇	信用金庫
預金種目	普通	当座
口座番号	〇〇〇〇〇〇	
フリガナ	ヨコハマ タロウ	
口座名義	横浜 太郎	

(添付書類)

- 補助金交付決定兼補助金額確定通知書(写し)
- 口座番号が確認できる書類(通帳のコピーなど)

振込先の情報が記載された通帳、キャッシュカード等のコピーを提出してください。
※提出の際は、P33の注意事項をご確認ください。

(注1) 振込み口座は、申請者本人名義のものに限る。

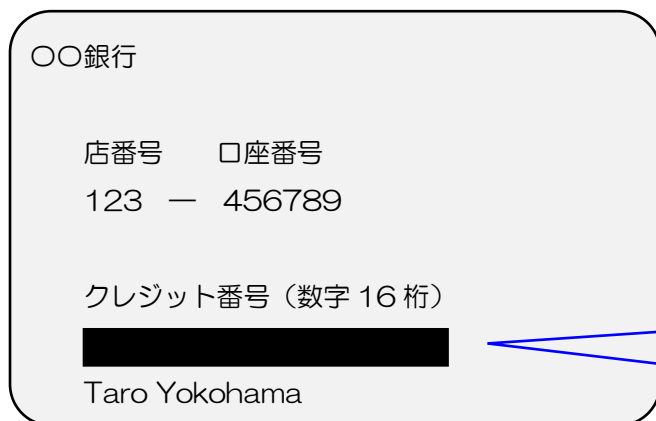
(注2) 該当する金融機関の種別、預金種目に○をすること。

注意！！

クレジットカード一体型のキャッシュカードのコピーを提出される場合は、以下のよう
に、必要情報以外を**黒塗**してご提出ください。

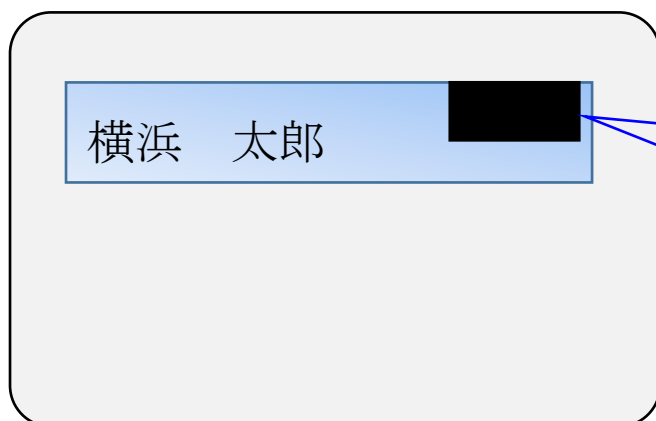
(黒塗り例)

〈表面〉



コピーした書類内のクレジットカード番号 (数字 16 桁) をマジックなどで黒塗りした上で、再度コピーしてください。

〈裏面〉



コピーした書類内のセキュリティコード (数字 3 桁) をマジックなどで黒塗りした上で、再度コピーしてください。

7 宅地建物取引業者の建替困難地域での取扱い

建替困難地域では、「(2)の接道条件①」を満たす場合は、中小企業のうち宅地建物取引業者が行う建築物の除却は、全て補助の対象となります。

「(2)の接道条件②」の場合は、不動産売買又は交換を目的としない新築、新築と同時に申請する建築物の除却については、補助の対象となります。

(1) 建替困難地域とは

重点対策地域内で、法第43条の規定により建築物の建替えができない敷地が多く存在する次に掲げる地域です。

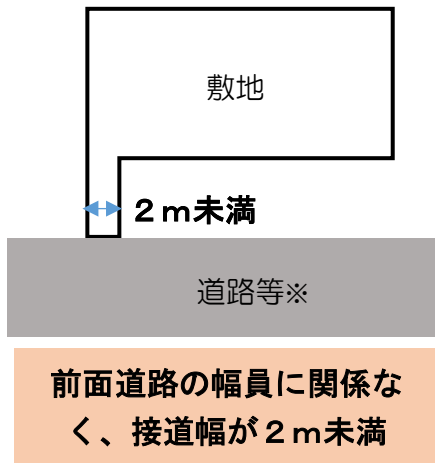
ア 西区西戸部町1丁目及び3丁目

イ 中区山元町1丁目及び2丁目

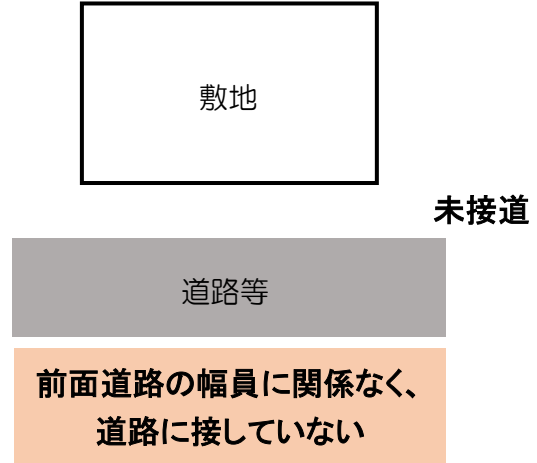
(2) 宅地建物取引業者が、建替困難地域で除却の補助対象とできる接道条件

①補助対象

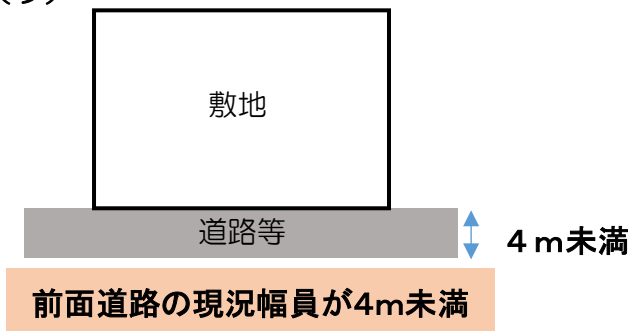
(ア)



(イ)



(ウ)



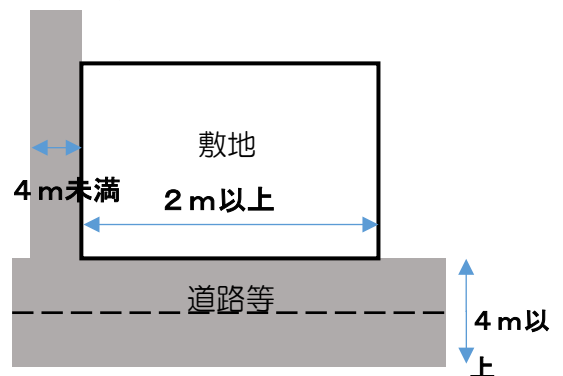
※道路等・・・法第42条各項に規定する道路並びに法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道及び同項第2号の許可に係る空地、道又は通路をいう。

②補助対象外 (4m以上の道路に2m以上接している)

(エ)



(オ)



8 よくある質問

Q1.工事の契約後に補助金の申請はできるか。

<回答>

横浜市の下工事計画承認よりも前に契約したものは、当補助制度の対象外となります。申請者から提出され、概ね30日で「工事計画承認通知書」を交付します。その通知書に記載された日付以降に工事契約を結んでください。

Q2.他の補助金と併用したいが可能か。

<回答>

国の補助金が充当されている他の補助金との併用はできません。

Q3.補助金を受け取るのにどれぐらいの期間がかかるのか。

<回答>

工事完了報告書および補助金交付申請書が提出されてから、1.5～2か月程度かかります。工事完了後、必要書類がそろいましたら、早めに報告書等をご提出ください。

Q4.建物所有者ではない土地所有者は除却の申請を出すことは可能か。

<回答>

当補助制度の対象となるのは、「建物の所有者、または三親等以内の親族」としているため、建物所有者ではない土地所有者の申請はできません。

Q5.法人として宅建業を所有しているが申請は可能か。

<回答>

不動産の売買又は交換を目的としない耐火性強化（新築）または、建替えは可能です。
(例：自社ビル、社宅、賃貸目的の建物など)

Q6.登記簿上の建物所有者が死亡しているが相続人であれば申請は可能か。

<回答>

遺産分割協議書などにより、相続の権利があることが確認できた方の申請は可能です。必要となる書類については、担当までお問合せください。

Q7.未登記の建物を解体したいが申請は可能か。

<回答>

未登記などで権利関係が明らかでない建物を解体する場合は、固定資産税台帳をもとに、現在の納税者を建物所有者と判断することで申請が可能となります。固定資産税台帳については、各区役所税務課で取得が可能です。

Q8.解体業者を紹介してもらえないか。

<回答>

本市では申請者の方に特定の企業の紹介は行っておりません。ご了承ください。

Q9.申請者を途中で変更することは可能か。

<回答>

原則、申請者の変更はできません。しかし、死亡等により変更を余儀なくされた場合、相続権を持ち、新しく建物所有者となる方であれば所定の手続きの上、変更は可能です。

Q10.工事契約を「電子契約」で行った場合、申請は可能か。

<回答>

申請者と請負業者が工事契約を結んでいることを証明する書類をご提出いただくことで、従来の紙媒体での契約書と同等の書類と判断することができます。

具体的には、以下のものになります。

①電子契約ファイル

(締結する契約内容が書かれている書類。紙媒体における「契約書」本体にあたる。)

②電子署名

(電磁的記録に付与する電子証明。紙媒体における「押印」にあたる。)

③その他、契約関係を証明する書類

(双方が合意したことを証明する書類や契約権限を持つことを証明する書類など)
判断に迷う場合は、担当までお問い合わせください。

Q11.請負業者が領収書を発行していないが、銀行の振込書で大丈夫か。

<回答>

銀行の振込書や通帳のコピーなどは、領収書の代替書類とはなりません。必ず請負業者に領収書を発行していただき、そちらを申請書に添付していただくようお願いいたします。

Q12.押印が不要な書類に押印してしまったが、そのまま提出できるか。

<回答>

そのまま提出いただけます。

Q13.押印が必要な書類はどれか。

<回答>

「関係権利者承諾書」、「委任状」は押印が必要となります。また、申請者ではない第三者が作成した書類（「市内事業者であることを報告する書類」など）は押印が必要となります。